

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要

暴力行為の状況

暴力行為・・・「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の4形態をいう。

区分	発生件数【件】	加害児童生徒数【人】	発生学校数【校】
小学校	13 < -44 > ( 0.25 )	9 < +3 >	5 < +1 >
中学校	11 < -64 > ( 0.50 )	12 < -42 >	6 < ±0 >
計	24	21	11

( )は1校あたり < >は前年度比

「対教師暴力」

区分	発生件数【件】	加害児童生徒数【人】	発生学校数【校】
小学校	9 < -14 > ( 0.17 )	7 < +3 >	4 < +2 >
中学校	2 < +2 > ( 0.09 )	2 < +2 >	2 < +2 >
計	11	9	6

「生徒間暴力」

区分	発生件数【件】	加害児童生徒数【人】	発生学校数【校】
小学校	2 < -32 > ( 0.04 )	1 < -4 >	1 < -2 >
中学校	6 < -62 > ( 0.27 )	6 < -43 >	4 < -2 >
計	8	7	5

「対人暴力」

区分	発生件数【件】	加害児童生徒数【人】	発生学校数【校】
小学校	0 < ±0 > ( ±0 )	0 < ±0 >	0 < ±0 >
中学校	1 < +1 > ( 0.05 )	1 < +1 >	1 < +1 >
計	1	1	1

「器物損壊」

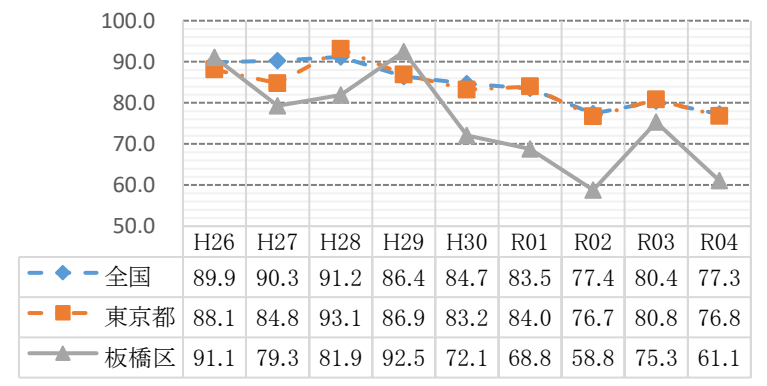
区分	発生件数【件】	加害児童生徒数【人】	発生学校数【校】
小学校	2 < +2 > ( 0.04 )	2 < +2 >	1 < +1 >
中学校	2 < -5 > ( 0.09 )	3 < -2 >	1 < -2 >
計	4	5	2

「いじめ」の状況

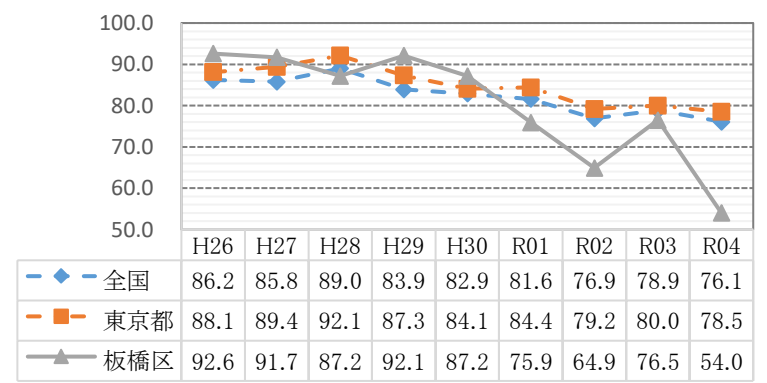
区分	認知件数【件】	解消件数【件】	解消率【%】
小学校	4683 < +704 > ( 90.06 )	2862 < -133 >	61.1 < -14 >
中学校	417 < +119 > ( 18.95 )	225 < -3 >	54.0 < -23 >
計	5100	3087	60.5

( )は1校あたり < >は前年度比

いじめ解消率(小学校)【%】



いじめ解消率(中学校)【%】



いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ解消について

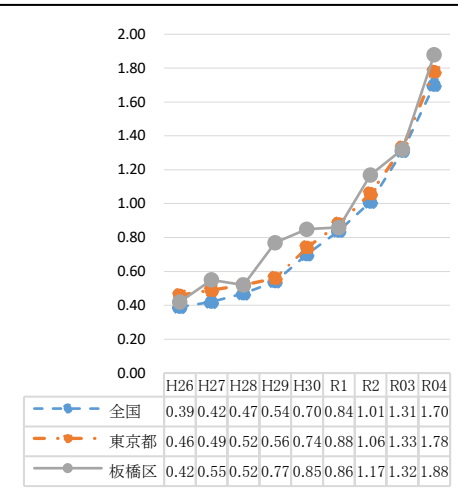
「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること及び、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

「不登校」の状況

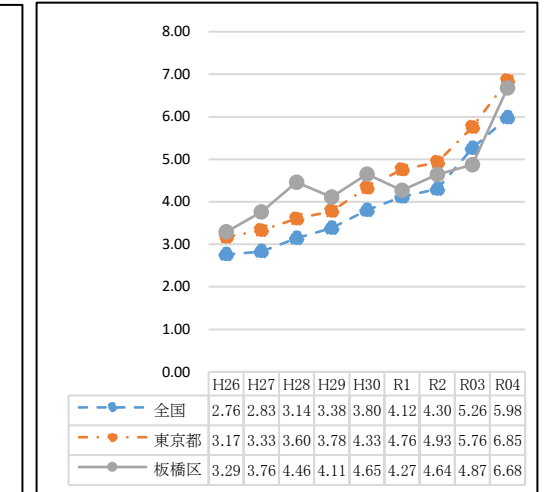
区分	不登校児童・生徒数【人】	出現率【%】	学校復帰率【%】(人)
小学校	445 < +134 >	1.88 < +0.56 >	22.7 < -1.4 > (101)
中学校	619 < +168 >	6.68 < +1.81 >	18.3 < -2.8 > (113)
計	1064		

< >は前年度比

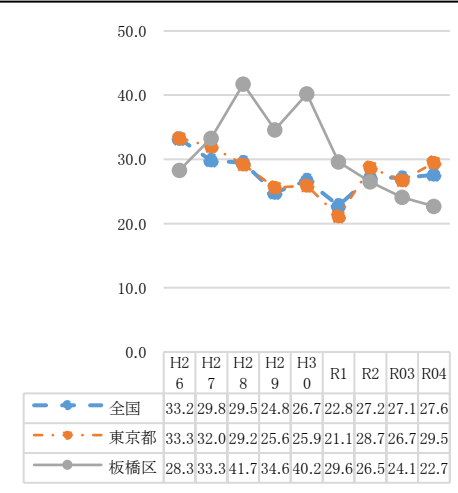
不登校出現率(小学校)【%】



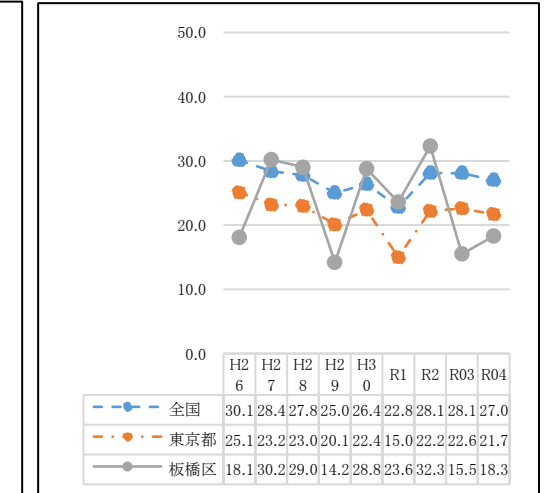
不登校出現率(中学校)【%】



学校復帰率(小学校)【%】



学校復帰率(中学校)【%】



不登校の定義

1年間で30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあることをいう。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。

復帰の定義

「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、「2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。」等、継続的に登校できるようになったと認められた者をいう。